

宮崎女子短期大学紀要 第26号 115~125頁

学社融合の推進方策

三 森 猛

A Method to Promote “More Effective Participation of schools in Society”

Takeshi MITSUMORI

序章 負の副作用

昭和60年代から学校教育の荒廃、教育界不信の声が次第に高まり、特に、初等中等教育は深刻な危機的状況にあることが学校内外から指摘され始めた。臨時教育審議会の教育改革のための各答申（昭和60年の第1次答申～昭和62年の最終答申）においても、大変厳しい姿勢で学校教育の現状が分析されており、宮崎県においても同様の現象が生起していた。

この答申の中での指摘として、青少年の非行の推移を、26年をピークとする第1の波、39年をピークとする第2の波、58年をピークとする第3の波を統計的に示し、今後とも楽観を許さない状況にあること、そして、これら教育荒廃の諸要因を4つの視点から警告してきた。

4つの視点とは、次のようなものである。

第1には、陰湿ないじめ、校内暴力、青少年非行をはじめとする教育荒廃は子どもの心の荒廃であり、子どもの人格の崩壊に連なる危険を内包しているということ。

このことの原因と責任は、その最も根深いところで大人社会全体にあるのであって、子どもたちはその犠牲者であるという、大人社会自身の自省自戒の視点を忘れてはならないこと。

第2には、子どもの心の荒廃をもたらした大人社会の病因は、近代工業文明、追い付き型近代化ならびに戦後日本における高度経済成長の負の副作用、とりわけ人間の心身両面の健康への悪影響、人間と人間の心の触れ合いなどの人間関係への悪影響、文化・教育面への負の副作用などの発見と対応が遅れたことと深くかかわっているという反省の視点が重要であること。

第3には、

①子どもの心身両面の健康が脅かされており、自然との触れ合いの喪失、間接経験の肥大と直接経験の減少、実生活体験と学校教育の分離、頭や身体を使わないでも済む便利さの代償等として、本来人間の持つ様々な資質の退行、幼稚化、いわゆるモラトリアム人間化の現象等が見られること。

②豊かな社会の実現が、貧しさ、不便さ、抑圧、不平等などの逆境をなくしたり減らしたりした反面、人類史の長い期間にわって、逆境のなかで育まれてきた自立心、自己抑制力、忍耐力、責任感、連帯感、思いやりの心、感謝の気持ち、祖先を敬う心、自然や超越的なものを畏敬する心、

宗教心などが衰弱するという結果を招き、心の貧困をもたらしたこと。

③近代工業文明が家庭、地域社会の人間関係の崩壊をもたらしたため、ばらばらになった個人が都市に集中して大衆社会化状況を現出し、価値意識の多様化、相対化が進展して、伝統的な各種の社会規範が弱まり、社会の統合を維持する力が低下しているのにこの状況に対応する適切な方法を見失ってしまったままであって、温かい人間関係をつくるのが困難になっていること。

第4には、日本文化や社会の個性、その強みと弱みを社会変動過程のなかでどう認識するかという視点が重要であること。

以上4つの視点に加え、我が国の学校教育の画一的・硬直的・閉鎖的な体質、学歴偏重、極端な管理教育などの負の副作用が豊かな人間形成を妨げ、子どもの心理的重圧感と欲求不満を非常に高めるという点を指摘し、もっと開かれた学校運営を行うよう努力し、児童・生徒の個性と人権を尊重する基本姿勢を確立し、学校への新鮮な風通しをよくすることの必要性を提言した。

臨時教育審議会の答申を待つまでもなく、日本の学校教育とりわけ初等中等教育の硬直性、閉鎖性を教育制度の面から、教育課程の側面から、学校経営の面から、教育内容面から見直していくこうという取組みが始まり、「学社融合」もその視点からスタートしたものである。

第1章 学社融合

第1節 学社融合の背景

現行の学習指導要領は、「これからの中等教育の変容とそれに伴う児童・生徒の変容に配慮しつつ、生涯学習の基盤を培う」という観点に立ち、「——」と基本的なねらいを示している。学校教育を生涯学習の基盤を培う場としての位置付けを示した。

すなわち、昭和60年代に、臨時教育審議会答申において、生涯学習体系への移行が提案され、引き続き中央教育審議会において、平成2年1月に生涯学習の基盤整備についての答申がなされた。

この中央教育審議会答申の中で、生涯学習の観点を次のように示した。

- 1) 生涯学習は、生活の向上、職業上の能力の向上や、自己の充実をめざし、各人が自発的意思にもとづいて行うことを基本とするものであること。
- 2) 生涯学習は、必要に応じ、可能なかぎり自己に適した手段および方法を自ら選びながら生涯を通じて行うものであること。
- 3) 生涯学習は、学校や社会のなかで、意図的・組織的な学習活動として行われるだけでなく、人々のスポーツ活動、文化活動、趣味、レクリエーション活動、ボランティア活動のなかでも行われるものであること。

これらの理念の中に、学校教育と地域社会の生涯学習関係の活動の連携が提唱され、それぞれの一部を共有しあったり、共有の活動を作り出すことが示してきた。

平成2年6月に生涯学習振興法が制定され、同年8月に生涯学習審議会がスタートしたことにより、今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策が、さらに推進されることになった。

これらの答申の理念を踏まえ、生涯学習社会の構築という社会的要請の中で、学習指導要領の理念も前述したような、「生涯学習の基盤を培う」観点を明確に示したことになった。

次に生涯学習体系への移行という臨教審答申の提言から、学社連携論、学社融合論が本格的に学

校教育の中に入ることになってきた。

かなり以前から学校教育と社会教育の連携は、学社連携論として主張されてきており、昭和49年の社会教育審議会報告でも提案されていた。学校において、地域の人材や自然を教育活動に取り込む工夫がなされたり、地域の素材の教材化や三世代交流の教育活動、文化活動など特色ある学校づくりとして推進してきた。

文部省生涯学習局草原局長はこれらについて、下記のように説明している。

- ① 学社連携とは、学校教育と社会教育がそれぞれ独自の機能を發揮し、相互に足りない部分を補完しながら協力する。これまでの学社連携は、ともすると学校教育はここまで、社会教育はここまでと言うように、両者の役割分担が明確になるだけで、必要な分野での連携が必ずしも十分でなかったきらいがある。
- ② 学社融合とは

学校教育と社会教育がそれぞれの役割分担を前提とした上で、そこから一歩進んで、それの要素が部分的に重なり合いながら、一体となって青少年の教育に取り組んでいこうという考え方である、としている。

さらに、文部省生涯学習局荒谷社会教育官は、次のように説明している。

この学社融合という言葉が公的文書に初めて登場したのは、平成7年7月の国立青年の家・少年自然の家の在り方に関する調査研究協力者会議の報告書「国立青年の家・少年自然の家の改善について」の中である。その中で、3つの基本的方向が示された。

1番目は、青少年の自主性を育てるということ。

2番目は、学社融合を目指そうということ。

3番目は、国立の施設は地域の中核になろうということ、である。

2番目の「学社融合を目指して」というのは、生涯学習社会の中で、青少年教育施設の持つ教育力、可能性をフルに發揮し、学校教育と社会教育が融合した形で青少年の育成を図っていこうというものである。

そして、学校と学校外の教育がそれぞれの役割を分担した上で連携を図っていくだけでなく、それ以上に相互がオーバーラップしつつ、融合した形で行われていくことが必要であり、また、むしろそれが自然であると説明している。

第2節 学社融合論

平成7年7月に、「国立青年の家・少年自然の家の改善について」－より魅力ある施設に生まれ変わるために－という報告書が出て以来、学社融合論がにわかに脚光をあびてきた。筑波大学山本恒夫氏は、学社連携とは、資源一例えば事業・人・物・金・情報などを交換したり、互いの立場をそのままで、共同活動をしたりすることであるが、学社融合とは、資源や活動を共有したり、共有の資源や活動をつくりだすことであるとし、学校教育と地域社会の生涯学習関係の活動の重なるところに新しい教育・学習活動をつくり、それを学校教育が学校教育の一部に取り込み、地域社会の生涯学習関係の活動もそれを地域社会の生涯学習関係の活動に一部取り込むということが考えられるとした。

また、学校教育と地域社会の生涯学習関係の活動の既存の教育・学習活動の一部を取り出して、

それらを組み合わせた教育・学習活動をつくりだし、それを学校教育でもあり、地域社会の生涯学習関係の活動でもあるとする立場でこのことの説明をしている。

また、このことを右の図式を用いて、次のように説明している。

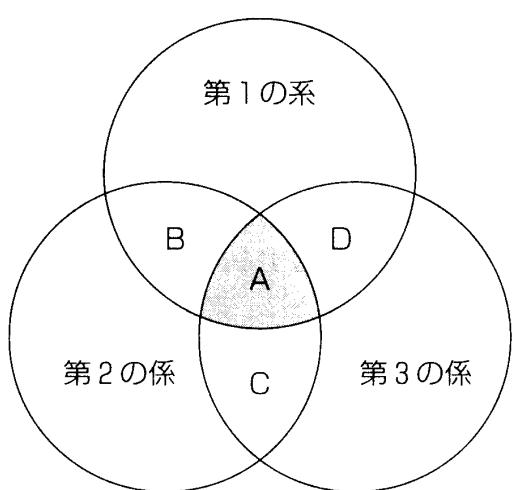
第1の系は、学校教育を示し、第2の系は、社会教育を示し、第3の系は、家庭教育を示したものである。また、重複部分の【B】は、学校・社会系の生涯学習支援システムを設定を意味しており、【C】は社会・家庭系の生涯学習支援システムである。

また、【D】は学校・家庭系の生涯学習支支援システムを示し、3系の重複する【A】は、総合的な生涯学習支援システムを意味するものである。このことは、第3節6)で記述する研究開発報告書にその可能性を有している。

最近は、学校・家庭・地域以外の第4の領域を指摘する答申もあり、第4の領域が社会的認知を得るようになると、第4の円が加わり、さらに複雑な重複領域が出現することになろう。

宮崎県においては、御池少年自然の家で学社融合の具現化を目指した取組みがなされ、平成9年度いち早く実践事例を報告書に発表した。学社融合を目指す学習指導案を作成し、少年自然の家の活動を教育課程の教科・領域に位置付けた試みとして注目を集めた。御池少年自然の家を利用した学社融合の実践事例は、平成10年3月の宮崎県御池少年自然の家発行の「少年自然の家と学社融合」の報告書に詳しい。

3つの系と融合領域



第3節 学社融合の系譜－生涯学習審議会の経緯

臨教審答申による生涯学習体系への移行が提案されて以後、政府は教育改革推進大綱を昭和62年に発表した。教育改革推進大綱が示した指針は、生涯学習体制の整備と教育行政財政の改革であった。

昭和63年文部省に生涯学習局を発足させ、平成2年生涯学習振興法を制定した。この法律の第10条の規定：文部省に生涯学習審議会を置く。の条文により、下記のような経緯をたどってきた。

1) 第1期 生涯学習審議会へ諮問（平成3年2月）

今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について

2) 第1期 生涯学習審議会答申（平成4年7月）

今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について

- ① 人々が生涯にわたって学習に取り組むというライフスタイルを確立することが重要であること。
- ② 人々が様々な潜在的学习需要を顕在化し、具体的な学習行動にまで、高める必要があること。
- ③ 学校その他の教育機関と密接な連携を図り、専門的な学習需要にこたえる必要があること。
- ④ 学習の成果を職場、地域や社会において生かすことのできる機会や場を確保

する必要があること、の4点を提案した。

- 3) 第2期 生涯学習審議会報告（平成6年9月）
学習機会提供を中心とする広域的な学習サービス網の充実について
- 4) 第3期 生涯学習審議会へ諮問（平成7年5月）
 - ① 地域における諸施設の生涯学習機能の充実方策について
 - ② 学習成果の活用方策について
- 5) 第3期 生涯学習審議会答申（平成8年4月）
地域における諸施設の生涯学習機能の充実方策について
 - 社会に開かれた高等教育機関
 - 地域社会に根ざした小・中・高等学校
 - 地域住民のニーズにこたえる社会教育・文化・スポーツ施設
 - 生涯学習に貢献する研究・研修施設
 第2点目は、学社融合に関する内容である。
- 6) 平成9年6月：平成6年9月の報告書における提言をうけて、「地域における生涯大学システムに関する研究開発会議」が設置され、地域における生涯大学システムに関する研究開発報告書が出された。
- 7) 第4期 生涯学習審議会へ諮問（平成9年6月）
 - ① 青少年の生きる力をはぐくむ地域社会の環境の充実方策について
 - ② 社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方
- 8) 第4期 生涯学習審議会答申（平成10年4月）
図書館の情報化の必要性とその推進方策について
－地域の情報化推進拠点として－
- 9) 第4期 生涯学習審議会答申（平成10年9月）
社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方
- 10) 第4期 生涯学習審議会答申（平成11年6月）
 - ① 青少年の生きる力をはぐくむ地域社会の環境の充実方策について
 - ② 生涯学習の成果を生かす方策について

以上のような経緯の中で、日本の生涯学習体系が構築されてきたのである。今後も生涯学習審議会の論議を通して、さらに内容が整えられ、充実・発展することになる。

第2章 学社融合の実践

第1節 宮崎県での取組み

宮崎県においては、昭和62年8月に県教育改革推進協議会が発足し、翌年県生涯学習推進会議が設立される運びとなった。平成2年3月には県生涯学習推進基本構想が発表され、宮崎県としての生涯学習構想が始めて明確に打ち出された。

平成5年県生涯学習審議会条例・規則が制定され、宮崎県にも生涯学習審議会が同年7月にスタートする運びとなった。「宮崎県の生涯学習の振興方策について」7月16日に諮問されることになり、

2年の審議を経て平成7年3月に池田一會長より、県教育委員会に答申書「宮崎県の生涯学習振興のための基盤整備の在り方について」が提出された。

この答申の内容については、平成2年1月の第14期中央教育審議会で答申された「生涯学習の基盤整備について」を十分参考としながら、本県独自で取り組めるものについて、施設設備の充実も含めて幅広い提言がなされた。

その提言の一つに「学社融合」の考え方が登場した。

国において、生涯学習審議会答申が始めて出たのは、平成4年7月の「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」であった。

さらに、この生涯学習審議会答申後、宮崎県において、平成9年3月に生涯学習推進会議による振興方策の検討がなされた結果、「宮崎県における生涯学習の振興方策について」という「建議」が公表された。この建議を受けて、宮崎県内の小学校、中学校、高等学校の5校に「学社融合」のモデル学校を指定することとなり、あった。

第2節 学社融推進モデル事業の趣旨

宮崎県教育委員会による学社融合モデル事業の説明は、次のようなものである。

生涯学習社会におけるこれからの学校の在り方は、学校と学校外の教育がそれぞれの役割を分担し、相互が連携を図り、より深く融合しながら、児童・生徒の生涯学習の基礎的な資質の育成をめざして行わなければならない。

そこで、県教育委員会では、小学校・中学校・高等学校に学社融合推進モデル校を指定し、各学校が家庭や地域社会との連携を深め、「地域社会の教育力の学校への活用」と「学校から地域社会への貢献」を目標に、地域社会に根ざした生涯学習社会に生きる学校としての在り方についての研究と実践を行い、児童・生徒の「生きる力」の育成をめざす。

というものであった。

第3節 学社融合実践事例集

(1) 小学校の場合

中央教育審議会答申において指摘されているとおり、「ゆとりの中で子どもたちに生きる力をはぐくむことを目指し、子どもたちの個性を尊重して教育にあたること、さらに家庭教育、学校教育、社会教育においてバランスよく教育にあたること」がこれから大きな課題とされている。そのような中にあって、清武町立大久保小学校が平成9・10年度の2年間「一人一人が生き生きと活動し、主体的に学ぶ子どもの育成」というテーマのもとに、学社融合の研究に取り組み、大きな成果あげてきた。

学社融合推進委員会を組織し、地区ぐるみ一体となってこの研究を支援してきており、小規模学校の特性を生かし、「学社融合研究班」と「学習指導研究班」の2つ領域で研究の深化充実を図ってきた。

領域A：学社融合研究班

大久保地域の教育力を発掘し、地域と学校の教育力を融合しながら教育活動を推進し、主体的に判断し行動できる児童の育成をめざし、次のような7項目の取組みを行なっている。

- 1) 地域素材の調査、開発、収集（人材リストや地域マップ作成など）、2) 学校と地域・社会との連携の推進（推進委員会、学習センターとの連携）、3) ボランティア活動の推進（JRC活動、みどりの少年団活動など）、4) 伝統文化の継承、5) 家庭教育の推進と連携の強化、6) 花いっぱい活動、7) 学校から地域社会への貢献（教育機能の開放、地域社会との交流など）

領域B：学習指導研究班

学習活動において「星の原学習」（地域素材を生かした学習・体験活動を取り入れた問題解決的な学習）と名付けた基本モデルを作成し、独自の活動展開例を指導案に取り入れ、主体的に学ぶ児童の育成を図ってきている。

星の原学習の構想に立脚した学習指導案は、清武町立大久保小学校研究紀要に詳しい。

小学校で研究を推進する中で、次の5点が課題とされた。

- 1) 地域の人材や地域素材を生かした学習活動の指導法のさらなる研究
- 2) 個を生かし、学習意欲を高めるための評価の研究
- 3) 星の原学習を関連的な学習から総合的な学習へと発展させる研究
- 4) 自治公民館・子ども会活動等、地域社会への側面的支援をすすめること。
- 5) 地域社会における生涯学習機関としての学校の役割の研究

（清武町立大久保小学校 平成10年度研究起要から）

(2) 小学校・中学校連携による場合

学社融合とは、学校、家庭、地域社会がそれぞれの教育力を有効に發揮しながら、連携しあって推進していく姿である。そこには、学習指導要領が目指している学力のより確かな定着を図り、生涯学習の基礎となる力を三者の連携によって確実に身につけさせようとするねらいがある。従来、学校が必要に応じて家庭や地域に協力を発信することのみが多かった。学校は地域の生涯学習の拠点として地域の活性化、地域づくりに貢献する施設でなければならない。学校と家庭、地域社会との双方向的な働きかけ（支援と貢献）により学社融合としてとらえることが特段大切なこととなってきた。

日向市美々津地区では、地区全体で「美々津教育ネットワーク」を発足させ、小・中学校、家庭、美々津地区全体が一体となって、21世紀に生きる美々津地区の子どもたちの健やかな成長を支援し、住みよい地域づくりに貢献してきている。従って、このネットワークは、地域ぐるみの支援組織でもあった。

主な研究の内容は、次のようなものである。

- 地域の人材や素材を把握と教材化
- 学社融合を取り入れた学習指導展開の工夫改善
- 学習環境の整備・充実の在り方
- 学社融合を目指した事業の推進
- 地域に開かれた学校を目指すための家庭や地域社会との連携の在り方

このうち、いくつかの事例を紹介すると、美々津教育ネットワークの支援による「美々津歴史探訪事業」や、公民館事業への参加活動などある。

また、保育園、小学校、中学校、PTAとのそれぞれの連携も活発になされ、地域のあるべき姿が実践を通じて地域の人々に浸透していった。

1) 保育園

ボランティア活動の一環として保育園を訪問し、6年生の保育体験や小学校低学年による保育園児との芋植え作業、中学生による美化作業等が実施された。

2) 小・中学校

教職員の合同研修会において、美々津教育ネットワークの推進方策や具体的な実践活動の在り方、研究内容の共通理解等定期的に会合をもって対応対策を話しあっている。

また、校区内6地区で「地域で学ぶ・寺子屋学習」を実施し、地区独自の学習を公民館等の施設を活用して地区の小・中学生と地区の方々との交流が活発に推進されてきた。

小中学校の合同授業や教職員の双方への派遣交流も児童・生徒にとって有意義な事業であったようである。

3) PTA

校区内6地区における地区懇談会では、「おもいやり運動・きまりと命を守る運動・よいあいさつ運動」の推進を地区の方々にも積極的に取り組んでいただき、美々津地区が一体となる取組みとして定着していった。

美々津教育ネットワークが児童・生徒の健全育成に大きく貢献し、地区の方々もまた生涯学習社会の構築に寄与していく姿は、他の地区のモデルともなるものである。

小学校・中学校連携によるモデル校の取組みの中で、次の5点が課題とされた。

- 1) 地域に根ざした教育課程を編成し実施していくために、可能な限り家庭や地域社会の声を反映させていく必要があり、そのための効果的な手立てをさぐっていく必要がある。
- 2) 学社融合の理念を広く深く家庭や地域社会に広げるとともに、家庭や地域社会から学校に向けた積極的な取組みがなされていくための手立てについて更に検討していく必要がある。
- 3) 学習後の児童・生徒の感想、協力者や参加者の声、反省の記録等の他のあらゆる角度から検討していく必要がある。
- 4) 保育園、小・中学校の研修会、授業参観、交流といった様々な手立てを今後も検討し、よりよい保・小・中学校の連携の在り方を探る必要がある。
- 5) 学社融合による教育活動をより一層推進していくための諸条件の整備充実を図る必要がある。

(日向市立美々津小・中学校 平成10年度研究紀要から)

(3) 中学校の場合

最近の社会の変化が、教育界にも大きな影響を及ぼし、社会問題となるような事象が頻発している。学級崩壊ということも話題にのぼり、しかも小学校低学年でさえそのような状況が報道され始めた。社会の変化とこれらの事象との因果関係は明確ではないとしても、間接的あるいは複合的にその要因を包括している。

特に、中学校において凶悪な犯罪やいじめ不登校の著しい増加が懸念されており、家庭や地域社会との連携が強く呼ばれている。そこで、学社融合の研究を2年間取り組んできた都城市立祝吉中学校の実践例を紹介する。「生きる力の育成を目指す学社融合の在り方」を研究テーマに掲げ、「生徒が元気」「学校が元気」「地域が元気」という状況をつくりだしてきた。

研究は、「いきいき活動班」「ふれあい活動班」の2班の研究であるが、実質・魅力ある授業プラン・豊かな体験プラン・開かれた学校プランの3つの領域による研究であった。

領域A：魅力ある授業プラン

学校教育と社会教育のそれぞれの役割分担を明確にしつつ、学習の場や活動に両者の要素を取り入れることを通して、新たな教育的効果を得ることができるとして、「地域の人材の活用」「地域素材の活用」「保護者や地域の人々の参加」を主軸に研究が展開している。

学校教育を支援する地域の専門家をVolunteer Teacherと位置付けVT型授業を教育課程に組み込んできた。また、地域素材型授業、生徒とともに保護者・地域の人々が参加する参加型授業を開設した。これらのことを通して、魅力あるプランを設計し、実践してきている。

領域B：豊かな体験プラン

学校の社会貢献活動の充実という視点から、人的・物的教育機能を積極的に開放し、交流活動を通して、豊かな体験を推進することとした。5つの推進項目を掲げている。

- 学校における学習活動を具体的に深化・補充するための体験活動。
- 一人の人間として、自分自身を高めていこうとする意欲が湧くような体験活動。
- 他人とのかかわりの中で、望ましい人間関係を育てていこうとする心が育つような体験活動
- 美しいものに素直に感動し、心が清められ、高められていくような体験活動。
- 集団の中でお互いに協力しあい、積極的に社会に貢献していこうとする心が育つような体験活動。

この理念のもとに、ボランティア活動、国際理解教育、職場体験学習、地区美化活動、親子ふれあい物品回収、地区行事の参加、部活動の交流等社会貢献活動を展開している。

領域C：開かれた学校プラン

地域社会に対する学校教育の機能の開放、学校教育に対する地域社会の機能の活用の2側面から実践されている。

(都城市立祝吉中学校 平成10年度研究紀要から)

(4) 高等学校の場合

産業構造の変化や科学技術の進展が著しい今日、農業の分野においても新しい知識・技術の習得が求められている。グリーンセラピーやアニマルセラピーで象徴される「心の糧」もその一つである。

農業に対して「ゆとり」や「安らぎ」を感じさせる「ヒューマンサービス」の期待が高まるなかで、農業高校においても、生涯学習の視点に立った教育活動の推進が強く求められている。実践例として紹介する都城農業高校においては、「地域に根ざした社会性の豊かな新しい農業高校の在り方」をテーマとして、平成9・10年度2年間研究に取り組み、農業教育を中心にして開かれた学校づくりを推進してきた。

研究は、3つの領域から推進されてきた。

領域A：地域の教育資源の活用方法の研究

地域の教育資源として、農業関係者の人的資源の活用を特に図っている。外部講師による専門科目の授業、農業自営者との懇話会、フラワーアレンジメント学習、日本赤十字協会講演会、家畜審査講習会等を教育課程に位置付けて実践した。

現場実習から多くの成果をあげた。ホームステイによる先進農家実習、土木・測量関連の体験実習、福祉や幼稚施設の実習なども年間5回計画的に実施してきた。宮崎県が推奨している

SAP活動や自営者クラブとの連携事業にも参加してきた。

これらの活動は、学校の受信機能を生涯学習の観点から十分に見直し、家庭や地域社会から教育活動に取り込んだ貴重な高校の実践例である。

領域B：農業高校の教育機能の地域への貢献方法の研究

地域貢献については、学科毎に独自のプログラムで実践してきた。農業科等においては、コミュニティーファーム開園式や園芸講座等企画し、農産物即売会も数回実施できた。食品製造科等では、染色織物講座、PTA母親研修においてお菓子つくりを実施した。また、御池少年自然の家との共催でバザー等も喜ばれた。

領域C：学校間連携（小・中・高校）の在り方の研究

地域内の祝吉小、川東小、祝吉中の児童・生徒と一緒に農業体験教室を開き、サツマイモの植えつけと収穫、大豆の種まきと収穫等が実践できた。

生徒の成果のなかで、小学生と触れ合うなかで高校生としての自覚が深まり、実習の集合時間の徹底や服装等によい変化がみられたことや種をまき、収穫、加工、食べるという一連の過程で、地域の基幹産業である農業に、小学生や中学生が大変関心が高まったことなどが報告されている。

課題の一つとして、学社融合事業を行う場合、生徒と一体となって行うことが重要であるが、開放講座や市民講座などの実施においては、市民の参加しやすい時間帯・幅広い年齢層などを配慮すると、夜間や土曜日の午後・日曜日になる。今後、生徒の参加の方法、平常日に実施する場合の時間割編成、土・日に生徒が参加する際の教育課程への位置づけなどの検討が必要であると指摘している。

（県立都城農業高等学校 平成10年度研究紀要から）

第3章 まとめ

平成8年4月生涯学習審議会答申「地域における生涯学習機会の充実方策について」の中で、学社融合の理念に立った事業展開が提言され、平成9年3月「宮崎県における生涯学習の振興方策について」の建議の中で、学社融合の推進モデル推進事業が提案され、予算等が確保されていよいよスタートしたのが平成9年4月からであった。五ヶ瀬中等教育学校と同様、日本での始めての試みであり、前例のない実践研究であっただけに、各学校からの注目を集めた。

従来の学校教育のスパンでは捉えにくい側面があり、研究途上でどんな課題があるかを明確にしていくことも、今後の取り組む上での参考となった。

平成9年6月の生涯大学システムに関する「地域における生涯大学システムに関する研究」の報告書は今後の方向に一つの示唆を与えている。

学社融合システムの構築である。

報告書の中で次のように指摘している。このシステムを具体的に構築・運営し有効に機能させていくには、県、市町村の首長部局、教育委員会、関係学校、社会教育関係団体等との更なる連携・協力が不可欠である。首長部局との連携・協力は、システムが提供する学習機会の質的・量的な充実や学習成果を生かした社会参加を進める上で非常に重要であること。そして、小・中学校においては、今後完全学校週5日制の実施に伴い、地域社会との連携が重要になることから、学校現場等

でのボランティア活動や余裕教室の開放などの面で、システムとの有効な連携・協力が進むことが期待されていること。

高等学校は、各地域の学習者にとって身近な場に設置されていること、比較的高度で専門的な学習資源があることなどから、システムが地理的に偏りない広域的な学習サービスを展開する上で重要な拠点となるとしている。

なお、小・中・高等学校にとって、システムを介して、学校教育への支援や学校外活動の充実等の面で地域の多くの人々からの協力が得られるなど様々な効果が期待できる。そのことは、児童・生徒の個性の伸長を図り、創造性を育成する機会を大幅に広げることができ、地域や人々の交流ができるし、様々な刺激を受けることによって、さらに自己実現を図る上で大きく寄与することになる。負の副作用を払拭し、地域に支えられた学校そして、家庭・地域の三者一体となった、児童・生徒の望ましい健全育成は、21世紀の教育改革の柱でもある。

参考文献

- 1) 臨時教育審議会（第1次～第4次）答申：1985～1987
- 2) 中央教育審議会生涯学習小委員会答申：1990
- 3) 生涯学習審議会（第1期～第4期）答申：1992～1999
- 4) 国立青年の家・少年自然の家の在り方に関する調査研究協力者会議の報告書：1995
- 5) 宮崎県御池少年自然の家の報告書：1998
- 6) 宮崎県生涯学習審議会答申：1995
- 7) 宮崎県における生涯学習の振興方策についての建議：1997
- 8) 学校の研究紀要：清武町立大久保小学校：各1998
 日向市立美々津小・中学校
 都城市立祝吉中学校
 宮崎県立都城農業高等学校
- 9) 山本恒夫編著 生涯学習概論 東京書籍1998
- 10) 麻生誠・堀薰夫著 生涯発達と生涯学習 放送大学教育振興会1999
- 11) 佐々木正治編 生涯学習概論 福村出版 1999

[1999年11月30日 受理]